

ハラスメント相談窓口を設置しています。

職場でのセクハラ・パワハラ・マタハラなどのハラスメントについて、ひとりで悩んでいませんか？

セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)の例	パワー・ハラスメント (パワハラ)の例	マタニティ・ハラスメント (マタハラ)の例
☐ 体への不必要な接触 ☐ 食事やデートにしつこく誘う ☐ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする ☐ 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと言う など ＊同性に対する行為も対象になります。	☐ 殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりする ☐ 同僚の前で、些細なミスを大きな声で叱責する ☐ 挨拶を無視する ☐ 掃除などの雑用だけをやらせる など	☐ 育休の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言う ☐ 「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」という など

相 談 員

- 坂西 雅史 (男性) (教育指導課教職員係長)
- 秋武 寿々花 (女性) (教育指導課教職員係員)
- 武田 貴裕 (男性) (指導主事)

ひとりで悩まず、
どなたでもお気軽に
ぜひ相談してください

ハラスメント相談窓口

武蔵村山市教育部教育指導課教職員係

電 話 ☎ : 042-565-1111 (内線 441・442)

メール ✉ : kyousyokuin@city.musashimurayama.lg.jp

あなたの周りで起こっているハラスメント行為についてもお気軽にご相談ください

相談するにあたって

- ◆ 相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談内容については、外部に漏れることはありません。
- ◆ 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。
- ◆ 内容が不明確な場合、確認の御連絡をする場合があります。
- ◆ 過去の所属における事案等については、対応できない場合があります。